

# 令和元年度第10回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月10日(金) 午後3時30分

2. 開催場所 智頭町役場2階 第1・第2会議室

3. 出席委員(14人)

|         |     |     |     |     |    |     |  |
|---------|-----|-----|-----|-----|----|-----|--|
| 会長      | 1番  | 小林  | 功   |     |    |     |  |
| 会長職務代理者 | 14番 | 中澤  | 一博  |     |    |     |  |
| 委員      | 2番  | 小宮山 | 晃次  | 3番  | 春摘 | 要   |  |
|         | 4番  | 小川  | 啓介  | 5番  | 葉狩 | 健一  |  |
|         | 6番  | 福安  | 健   | 7番  | 國岡 | 美保子 |  |
|         | 8番  | 池本  | 英夫  | 9番  | 植木 | 克茂  |  |
|         | 10番 | 藤原  | 康生  | 11番 | 寺坂 | 富雄  |  |
|         | 12番 | 竹下  | るみ子 | 13番 | 山中 | 眞守  |  |

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

|     |    |    |     |    |    |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 15番 | 前川 | 義則 | 16番 | 草刈 | 章博 |
| 17番 | 平尾 | 晴次 | 18番 | 西沖 | 和己 |

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地等現況証明願の決定について

議案第3号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第2号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用報告書について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 米本勝彦 書記 安道千景

## 8. 会議の概要

| ( 開 会 午後3時30分 ) |  |
|-----------------|--|
| 事務局長            | <p>ただ今から、令和元年度第10回智頭町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、14名の委員全員の出席ですので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、挨拶および議事進行につきまして、小林会長よろしく申し上げます。</p>  |
| 会 長             | <p>皆さん、明けましておめでとうございます。年頭にあたりまして、皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げたいと思います。</p> <p>今年は、平成から令和に移りまして初めての新年を迎えたわけでありませう。昨年を振り返ってみますと、幾重にも重なる台風の被害、豪雨等による甚大な被害が発生したわけでありませう。中でも、この被害によりまして、ちょうど収穫前ということもあり、農業再起が出来ないという農家も多々出ておるやに聞いております。幸いにも、鳥取県におきましては甚大な被害の中にも最小限に食い止められたということでございますが、これからは災害についても備えが必要ではなかろうかとも思っております。</p> <p>また、平成28年4月に施行されました農業委員会の新たな組織の中で、平成30年10月に、新たな組織の農業委員、農地利用最適化推進委員が全国1,703委員会ですべて完了したということでありませう。新たな組織の中で、昨年5月19日、日南町農業委員会、6月19日、日野町農業委員会が改選されました。今年は北栄町と境港市を除く15市町村が改選の年となります。</p> <p>全国で見ますと約52パーセントの方が担い手認定農業者で農業委員、最適化推進委員になっておられるのが現状でありませう。本町も今年の7月には改選に向かいますので、現職の皆さんが次期委員の選任その他について話をされ、これからの智頭町の農業の発展のために尽くせる環境づくりをお願い申し上げます。</p> <p>また、農業委員の法令遵守。コンプライアンスの関係ですが、昨年10月17日、奈良県の農業委員会の会長、同月23日、大分県別府市の農業委員会の会長が法令違反並びに収賄によって逮捕されたことは皆さんご存知のことと思ひます。やはり、農地制度を公正に遵守すべき農業委員会の会長が農地法の違反容疑で逮捕されることは、極めて遺憾でありませう。あつてはならないことでもありませう。農業委員会は農家の代表として農地制度の運用にあつては、コンプライアンス、法令遵守を公正な職務を行うということをし、皆さん方に理解していただき、発生しないように、本日の総会では申し合わせ事項として、お願いするところでもありませう。</p> <p>また、昨年施行されました農地中間管理事業、人・農地プランの最適化にもと基づく農業委員会の取り組みの強化の支援でありませう。これは、皆さんも良くご存知のように、農家の意識調査。その実態調査。それに基づく工程表。それによつての行動だということであり、このことも毎回総会におきま</p> |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>して、皆さんにお話しているところですが、それによって適正に執行するためには、やはり農業委員会だけでは到底難しい。そこで、人・農地プランにおいては行政がやることとさせていただきます。人・農地プランにおいては中間管理機構、市町村、県、土地改良区、JA等々が一丸となって、農地利用の最適化に向かって取り組んで行く必要があるのではなからうかなと思っております。</p> <p>また、食料農業農村基本計画。昨年の秋頃より、これについて国自体が検討し、今年の3月までに取りまとめ、今回5回目の見直しになります。農家の営農と生活、農村の風景が10年後どのような形になっているのかが今後の目指すべき姿を描く、新しい食料農業農村基本計画にならうかと思っております。時代の状況が激変し、価値観が多様化しつつある転換期に相応しい、農地の後世に続けて行ける環境を作って行く必要があるのではなからうかと思っております。基本計画の使命の大きなものにつきましては、遡って考えて行かなければならないのではなからうかと思っております。</p> <p>先ずこれにつきましては、2000年に出された、一つ目が、食料の安定供給の確保であります。二つ目が多面的機能の発揮。三つ目が農業の持続的発展。四つ目が農業振興であります。この基本的事項に立って、国自体が一つの方角性を示していただくことが、我々が農業を継続して行く上での大きな課題ではないでしょうか。今回5回目となる基本計画は、少子高齢化による人口減少社会が将来到来して行く中で、食料農業農村現場における期待に応えるべく計画を立てていかなければならないのではなからうかと思っております。</p> <p>このような情勢を踏まえて、農業農村の現場で、地域において農業委員会が担い手を含めた全ての農業者から更なる信頼を得るように、現場主義を第一に市町村農業委員会が総力を挙げて取り組んで行かなければならないのではないのでしょうか。</p> <p>終わりにあたりまして、皆さんの幸多き年であることをお祈り申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。</p> |
| 議長(会長) | <p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>   |
| 議長(会長) | <p>異議なしということですので、それでは、9番 植木克茂委員、10番 藤原康生委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p>  |

|               |  |
|---------------|--|
| <p>事務局長</p>   | <p>農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものであります。</p> <p>それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書の1ページで説明させていただきます。</p> <p>番号1番です。申請地ですが、南方字犬上7番3、田んぼで、38㎡。権利種別は有償所有権移転です。譲渡人が智頭802番地の●●●●さん。譲受人は南方12番地の●●●●さんです。居宅の隣地を取得したいという理由のものであります。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率要件ですが、農機具はトラクター、軽トラ、管理機を保有し、農作業従事者数、通作についても問題ないと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、今後も効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請の下限面積は20アールであり、50アール近くありますので問題ありません。</p> <p>最後に農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>場所でございますが、申請位置図をごらんください。1ページに位置図を示しておりますが、奈留集落内の農地でございます。●●●●さんの居宅の隣のところでございます。2ページに字きり図を付けておりますが、12番1が●●さんの自宅でございます。3ページが現状の写真でございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>議長(会長)</p> | <p>ただいまの説明に関連して、7番の國岡美保子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>   |
| <p>7 番</p>    | <p>1月8日に●●さんに会い、お話を聞きました。先ほど事務局の説明にあつたとおりで間違いないので、問題はないようです。</p> <p>以上です。</p>  |
| <p>議長(会長)</p> | <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(「なし。」という者の声あり)</p>   |
| <p>議長(会長)</p> | <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>  |

|        |  |
|--------|--|
|        | (全員挙手)   |
| 議長(会長) | <p>全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号2について、事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事務局長   | <p>番号2です。申請地が大内字吉内1163番、田んぼで、1,385㎡。権利種別は、番号3番との交換移転です。譲渡人が大内の●●●●と●●●●さんとの連名の共有地でございます。譲受人が大内222番地の●●●●さんとなります。●●●●さんの部分を●●●●さんに移転するものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率要件ですが、農機具はトラクター、田植機、コンバインを保有しており、農作業従事者数、通作についても問題ないと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、今後も効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請の下限面積は10アールであり、20アール以上ありますので問題ありません。</p> <p>最後に農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>場所ですけれども、申請位置図の4ページになります。国道373号の、川を挟んだ向こう側の農地でございます。5ページが字きり図、6ページが現況の写真でございます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長(会長) | <p>ただいまの説明に関連して、3番の春摘要委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>   |
| 3 番    | <p>12月25日及び27日に、本人さんに確認を取っております。これは区画整理をした段階で、当時の事務手続きの不備があったんだろうと本人さんも言っておられたのですが、連名になっているという不思議な話でした。それを本人さん同士の話し合いでそれぞれに分けるということでの話し合いの結果、こういう手続きになったということです。</p> <p>特に変わったところもなく、問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>   |
| 議長(会長) | <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(「なし。」という者の声あり)</p>   |

|        |   |
|--------|---|
| 議長(会長) | <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>   |
| 議長(会長) | <p>全員賛成ですので、議案第1号 番号2は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号3について、事務局の説明を求めます。</p>  |
| 事務局長   | <p>番号3番です。申請地が大内字吉内1162番、田んぼで、665㎡です。こちらは2番と同じで、●●●●さんと●●●●さんの連名の農地でございます。こちらにつきましては、大内241番地の●●●●さんが譲受人となります。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率要件ですが、農機具はトラクター、田植機、コンバインを保有しており、農作業従事者数、通作についても問題ないと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、今後も効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請の下限面積は10アールであり、80アール以上ありますので問題ありません。</p> <p>最後に農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>場所につきましては、2番のとなりの農地になりまして、7ページに位置図を付けております。8ページが字きり図です。先ほどの1163番の図面で言いますと、上側になります。9ページが現況の写真でございます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長(会長) | <p>ただいまの説明に関連して、3番の春摘要委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>  |
| 3番     | <p>先ほど、2番とあわせて報告しましたが、2番と3番の二窪での交換というか、個人の所有名義にするという話です。2番での報告事項と同じになります。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議長(会長) | <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(「なし。」という者の声あり)</p>  |

|        |   |
|--------|---|
| 議長(会長) | <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>   |
| 議長(会長) | <p>全員賛成ですので、議案第1号 番号3は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第2号「非農地等現況証明願いの決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1につきまして事務局に説明を求めます。</p>   |
| 事務局長   | <p>申請番号1番です。申請地が郷原字上ミ皆地 165 番1。畑で、面積が 56 m<sup>2</sup>。所有者は鳥取市面影一丁目の●●●●さんです。非農地の事由としては、「昭和51年に宅地の一部として使用し始め、現在に至る。」というところでございます。</p> <p>場所ですが、申請位置図の10ページです。郷原集落内の農地でございます。この図面の中の●●●●さんとしております居宅のとなりが申請地でございます。11ページに切り図をつけておりますが、166番4が居宅となっておりますところでございます。12ページが現況の写真でございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 議長(会長) | <p>ただいまの説明に関連して、3番 春摘要委員が現地の事前調査をおしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>  |
| 3 番    | <p>12月25及び26日に●●●●さんに確認を取っております。●●●●●●さんの相続人が●●●●さんで、鳥取市内に住んでおられます。現在、こちらの居宅は移住者の●●さんが購入されており、自伐林家としてやっております。</p> <p>今回の申請地は事務局から説明があったとおり宅地になっております。今回、申請地も●●さんが購入されるということで話がついているそうです。本件も問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議長(会長) | <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>   |
| 議長(会長) | <p>(「なし。」という者の声あり)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号 番号1について、原案のとおり決</p>   |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>   |
| 議長(会長) | <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第3号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>  |
| 事務局長   | <p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田んぼで、16,859㎡です。利用権を設定する者が8名、受ける者が8名でございます。期間につきましては、3年未満のものが1,099㎡、3年から5年未満のものが1,944㎡、5年から10年未満が10,527㎡、10年以上が3,289㎡となります。</p> <p>詳細につきましては、4ページで説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上でございます。</p>   |
| 議長(会長) | <p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>   |
| 議長(会長) | <p>ないようですので、それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>   |
| 議長(会長) | <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>この点について、皆さんに一つだけお願いを申し上げたいと思います。</p> <p>このように農地集積等々によって計画され、管理がなされている農地については人・農地プランであるとかで現況がすぐ分かるわけですがけれども、智頭町においても、パトロールしてみてもヤミ小作が非情に多くございます。皆さんが闇小作を把握されたら、指導していただく必要があるのではなかろうかと思えます。そうしませんと、データとして非常に分かりにくいという点が起きてまいります。令和2年度におきましては、ヤミ小作解消対策ということで、皆さんに一肌脱いでいただくということでお願いしておきたいと</p> |



|               |  |
|---------------|--|
| <p>事務局長</p>   | <p>思っております。</p> <p>それでは次に、日程第2 議案第4号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。</p> <p>農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議により、別紙のとおり智頭町農業委員会の法令遵守の申し合わせを決議するものです。</p> <p>それでは、事務局に説明させます。</p> <p>これにつきましては、鳥取県農業会議から申し合わせがありまして、そのまま決議文を作成しております。それでは朗読いたします。</p> <p>(決議書朗読)</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>議長(会長)</p> | <p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>   |
| <p>議長(会長)</p> | <p>ないようですので、それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>   |
| <p>議長(会長)</p> | <p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決議することにいたしました。</p> <p>昨年は全国で4件の違反があったということで、違反案件が発生しないように、皆さん方も自覚して業務に専念していただくようお願いします。</p> <p>次に、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とします。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書を、下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>                          |
| <p>事務局長</p>   | <p>議案書の7ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約でございます。</p> <p>(議案書に基づいて、通知書の内容を朗読)</p> <p>以上の1件を受理いたしました。</p>  |
| <p>議長(会長)</p> | <p>報告が終わりました。</p> <p>次に、日程第3 報告第2号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。</p>  |

|               |  |
|---------------|--|
| <p>事務局長</p>   | <p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を下記のとおり受理したので報告するものです。<br/> それでは、事務局に報告させます。</p> <p>それでは議案書の8ページになります。公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用でございます。計2件でございます。それぞれ、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。後はご覧になっていただけたらと思います。<br/> 以上です。</p> |
| <p>会長(議長)</p> | <p>報告が終わりました。<br/> それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第10回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">( 閉 会 午後4時03分 )</p>  |

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和2年1月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 植 木 克 茂

智頭町農業委員会委員 藤 原 康 生